

# 共済だより

令和3年7月発行 No.210



『人道の港 敦賀ムゼウム』(敦賀市)

## 主 な 内 容

令和2年度決算 .....	2
標準報酬制における定時決定 .....	7
被扶養者の資格要件確認調査を実施します .....	8
退職等年金給付に係る財政状況(令和元年度末)について .....	14
特定保健指導 .....	16
受けよう!おとなの歯科検診 .....	17
重症化予防 .....	18
ライフプランセミナーのご案内 .....	19
夏のボーナスは組合員貯金へ .....	20
貸付事業からのお知らせ .....	20
職員採用試験のお知らせ .....	22
エル・サポート・福井からのお知らせ .....	23

新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている中、最前線  
で対応されている医療従事者の皆  
さま及び日々ご尽力されている自治  
体職員の皆さまに敬意を表しますと  
ともに、心から感謝申し上げます。

**福井県市町村職員共済組合**

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

# 第161回組合会

## 令和2年度の決算が承認されました



第161回組合会は5月27日に福井県自治会館で開催され、令和2年度決算等の2議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

組合会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防に配慮し座席の間隔を広く取りマスクを着用して開催しました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。令和2年度決算の要旨については、後のページで説明させていただきます。

### 第161回組合会で議決された事項

議案第1号 組合会会議規則の一部改正に係る専決処分について

議案第2号 令和2年度決算について

## 新組合会議員の選出

市町村長以外の議員第3区の彦惣弘明議員が退任されたことに伴い、去る4月22日に組合会議員の補欠選挙が行われました。

その結果、伊藤善幸氏(美浜町職員)が当選され、前任者の残任期間である令和4年11月30日までご就任いただくことになりました。



議員  
伊藤善幸氏  
(美浜町職員)  
給付事業部会委員

(令和3年5月31日現在)

### お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越 路 0776-77-3151

### 組合の状況

組合員数	10,336人
(男)	5,289人
(女)	5,047人
任意継続組合員数	86人
被扶養者数	7,429人
平均標準報酬月額(短期)	345,898円
(厚年)	339,447円
(退年)	339,484円



# 令和2年度決算の要旨

## 総括事項

(単位：人、円)

組合員種別	決算値	対前年度比
一般組合員 (うち特別職)	8,551 (33)	378 (△8)
市町村長組合員	17	1
特定消防組合員	1,119	5
長期組合員	2	1
市町村長長期組合員	0	△1
小計	<b>9,689</b>	<b>384</b>
任意継続組合員	78	△8
合計	<b>9,767</b>	<b>376</b>
第3号厚生年金被保険者	9,672	379
※のうち介護保険対象組合員	5,541	259
被扶養者数	7,536	25
組合員1人当たり 平均標準報酬の月額		
長期	348,993	△11,933
短期	355,525	△12,565

## 短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の医療費のほか、高齢者医療制度への支援金や介護保険にかかる納付金を支払う経理です。

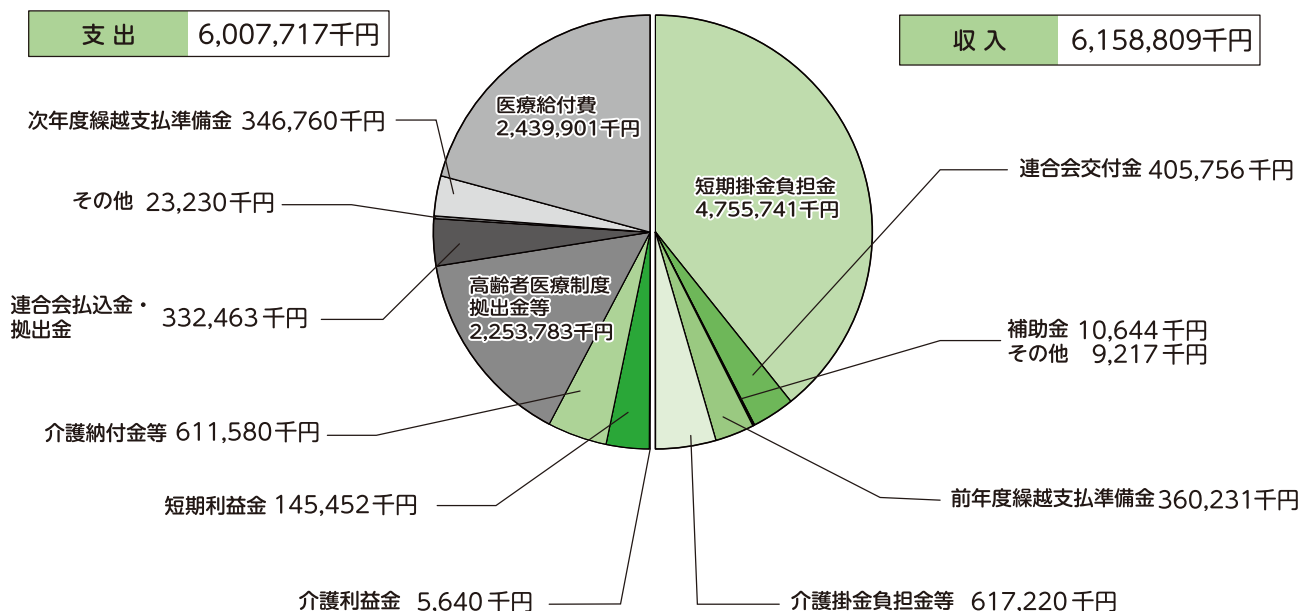
令和2年度の収入は、給与改定の影響等により、予算額よりも減収となりました。

支出では、本人・家族ともコロナ禍の影響で入院・外来の医療費が減り、前年度に比べて保健給付全体の金額が減少しました。一方、前期高齢者納付金が前年度に比べて大幅に増加し、高齢者医療制度への支援金は前年度よりも約4億7,500万円増加しました。

また、保険者の高齢者医療支援金等の負担軽減のため、厚生労働省から補助金が1,064万円交付され、結果、1億4,545万円の利益金が生じたため、短期積立金に積み立てました。

介護では収支の結果、563万円の利益金が生じたため、介護積立金に積み立てました。

よって、次年度に繰り越す利益剰余金は、短期積立金22億522万円、介護積立金5,325万円、あわせて22億5,847万円となりました。



## 厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分(いわゆる2階部分)の給付に係る組合員保険料、負担金、旧制度に基づく追加費用及び基礎年金拠出金に係る取引について経理しています。

収入は、負担金が76億1,802万円(基礎年金拠出金に係る公的負担金21億5,293万円、追加費用6億4,150万円を含む。)、組合員保険料が48億2,357万円で、その負担金、組合員保険料をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

## 退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった職域相当部分(いわゆる3階部分)に代わり、新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引に係る経理です。

収入は、負担金が3億9,635万円、掛金が3億9,634万円で、その負担金、掛金をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

## 経過的長期経理

一元化前の既裁定の公務上障害給付、公務上遺族給付の費用負担及び旧制度に基づく追加費用、旧恩給組合条例給付に係る払込金について経理しています。

施行日以後に発生した公務上障害給付、公務上遺族給付は、退職等年金給付の中で支払われることとなります。

地方公共団体の負担金のみで5,642万円(追加費用4,738万円、旧恩給組合条例給付に係る払込金346万円を含む。)を収入し、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

## 退職等年金預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための経理です。

令和2年度の運用収入は316万円となりましたが、そのまま支払利息として支出しました。

貸付経理に対する年度末の貸付残額は2億9,700万円となりました。

令和元年度の預託金の貸付金等の修正総合利回りは0.95%となっています。

## 経過的長期預託金管理経理

この経理は、地方公共団体が発行する縁故地方債の引き受けを行う経理です。

令和元年度末での保有債券は無く、令和2年度中に縁故地方債の新規受け入れも発生しなかったため、収支、資産、負債はすべて0円となりました。

## 業務経理

この経理は、長期・短期各事業運営のため、また市町村職員共済組合全般の運営のための人件費・管理費等に要する諸費用を賅っています。

主な収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金、連合会交付金で、令和2年度の組合員1人当たりの額は12,643円でした。

支出では新型コロナウイルス感染症により出張が無くなったこと及び今年度も経費節減に努めたことにより、事業計画額を下回りました。その結果生じた当期利益金1,491万円は、全額利益剰余金として積み立てました。



## 保健経理

この経理では、短期給付事業の補完的な事業として、生活習慣病の予防のための事業（人間ドック利用助成、がん検診助成等）や健康増進のための事業（リフレッシュ施設利用助成、越路などの保養所利用助成、ライフプランセミナーの開催等）のほか、特定健康診査や特定保健指導など健康管理事業を実施しました。

令和2年度の実績は次のとおりです。

主 な 事 業	金 額	利用状況
人間ドック利用助成（2日、1日、脳）	58,052千円	1,859人
予防検診（がん検診助成、生活習慣病予防検診助成）	22,341千円	11,034人
歯科健診助成	1,230千円	410人
電話・Eメール健康相談	1,857千円	416件
保養所利用助成	10,856千円	2,807枚
リフレッシュ施設利用助成	6,610千円	13,219枚
長期勤続者宿泊優待	2,461千円	90組
医療費通知・後発医薬品差額通知・重症化予防受診勧奨通知	419千円	—
保健衛生講座助成・健康管理担当者研修会・ライフプランセミナー	501千円	—
特定健康診査	3,248千円	242人
特定保健指導	11,288千円	499人

## 宿泊経理

この経理は、組合員とそこご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

令和2年度は、コロナウイルスの影響で壊滅的な状況となりました。緊急事態宣言発令による約2か月の休業を含め予約者数0人の日が多く、例年より100日程度営業日数が減少しました。

また、国や福井県、あわら市による利用者増加のためのキャンペーンを実施しましたが、密を避けるため1日の予約者数を制限していたこともあり、利用者数は昨年よりも9,315人少ない4,983人となりました。

その結果として大幅な収入減となり、約8,000万円の当期損失金が生じました。

この損失金は、これまでに積立ててまいりました積立金及び欠損金補てん積立金を取崩すことで対応します。

令和3年度もコロナウイルスの脅威はぬぐえませんが、お客様に安心してご利用いただけますよう、より一層の感染防止対策に努めてまいります。

区 分	令 和 2 年 度 末	令 和 元 年 度 末	比 較
利 用 者 数	4,983人	14,298人	△9,315人
利 用 率	18.3%	37.4%	△19.1%
売 上 高	74,835千円	195,827千円	△120,992千円

## 貯金経理

令和2年度の決算を行った結果、組合員貯金総額は、419億105万円となり、前年度に比べ26億6,569万円の増額となりました。

収入では、資産に対する運用収入が5億2,320万円となり、支出では皆様にお支払する貯金利息が4億246万円、その他の費用とあわせて計4億5,774万円となりました。

この結果生じた当期利益金は、安定した事業運営に備え、全額を欠損金補てん積立金として積み立てました。

なお、資産の運用については、6ページの「組合員貯金の資産運用について」をご参照ください。

区 分	令 和 2 年 度 末	令 和 元 年 度 末	比 較
貯 金 額	41,901,054千円	39,235,365千円	2,665,689千円
貯 金 者 数	8,122人	8,002人	120人
貯金者1人当たり貯金額	5,158,958円	4,903,195円	255,763円
支 払 利 率	1.0%	1.0%	0%

## 組合員貯金の資産運用について(令和3年3月末現在)

### 運用方法

組合員貯金ご加入の皆様からお預かりした組合員貯金の資金を、法令・総務省通知の基準に従い、安全性を重視し効率的に運用し、その運用益を貯金者に還元しています。

貯金の一部払戻しや退職による解約に対応するための短期的資産は、定期預金等の預貯金での運用を行い、長期的資産としては、国債、地方債、社債、円貨建外国債券(外国政府等の債務保証債券等で格付けはAA格以上の債券)の有価証券での運用を行い、株式は一切保有していません。

### 運用リスクと対策

資金運用は、債券発行体や取引金融機関の破綻などにより資金を損失するリスクはゼロではありません。また、共済組合は金融機関ではないため、各個人に対する1,000万円までの預金保護(ペイオフ)の適用はありません。

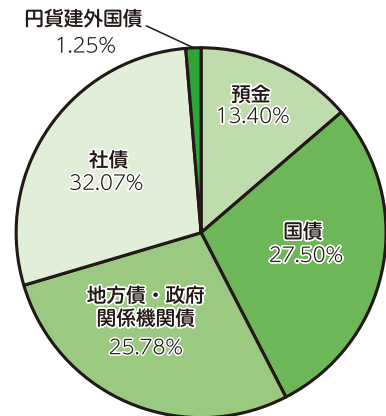
そのため、万が一の事態(債券発行体の倒産等による債務不履行や金融機関の破綻)に備え、欠損金補てん積立金として貯金総額の5%以上を積み立てることが法令で定められており、令和3年3月末現在、60億円余りを積み立てています。

### 資産運用の状況

当組合の貯金事業は、主に債券での運用を行っていますので、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えるとその再運用は現在の金利水準での運用となります。近年の低金利状況の長期化の影響を受け、運用利回りは徐々に低下している状況ですが、共済組合は、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるために、現在の低金利状況下においても「安全性」を重視した効率的な運用に努め、安定的な運営を行ってまいります。

※令和3年3月末の貯金経理の資産運用割合は次のとおりとなっています

運用区分	金額	割合
短期的	預金	6,433,664千円 13.40%
長期的	国債	13,198,294千円 27.50%
	地方債・政府関係機関債	12,372,089千円 25.78%
	社債	15,393,626千円 32.07%
	円貨建外国債	600,000千円 1.25%
合計	47,997,673千円	100%



## 貸付経理

この経理は、組合員が臨時に必要とする資金の貸付けを行う経理です。

令和2年度の新規貸付件数は70件でした。

その内訳は、普通貸付33件、住宅貸付8件、特別貸付29件でした。

令和2年度末の貸付件数及び貸付残高は、普通貸付及び住宅貸付減少の影響を受け、前年度に比べ共に減少しました。

(貸付状況)

(単位：件、千円)

区分	令和2年度末		令和元年度末		比較	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
普通貸付	181	170,522	202	192,498	△21	△21,976
住宅貸付 (災害・介護住宅を含む)	102	220,505	109	256,524	△7	△36,019
特別貸付	139	142,128	124	132,449	15	9,679
計	422	533,155	435	581,471	△13	△48,316

令和2年度の貸付利率は、年利1.26%、災害貸付は年利0.93%、在宅介護対応住宅貸付は年利1.0%です。

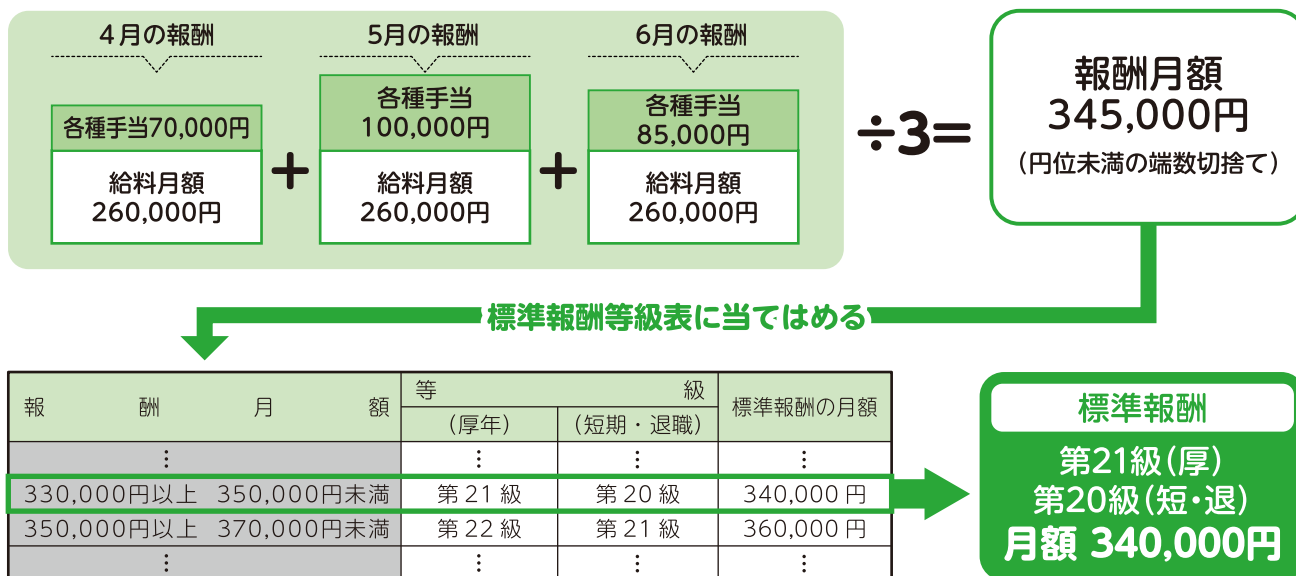
# 標準報酬制における 定時決定

## 1. 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受けている報酬の月額と既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日に組合員である方全員(休業中、退職中、欠勤している方も含みます。)について、4月、5月、6月(以下「算定基礎月」といいます。)の3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額とし、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬の月額を決定します。毎年1回決められた時期に実施することから、この決定のことを「定時決定」といいます。

決定した標準報酬の月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで掛金等の算定の基礎になります。

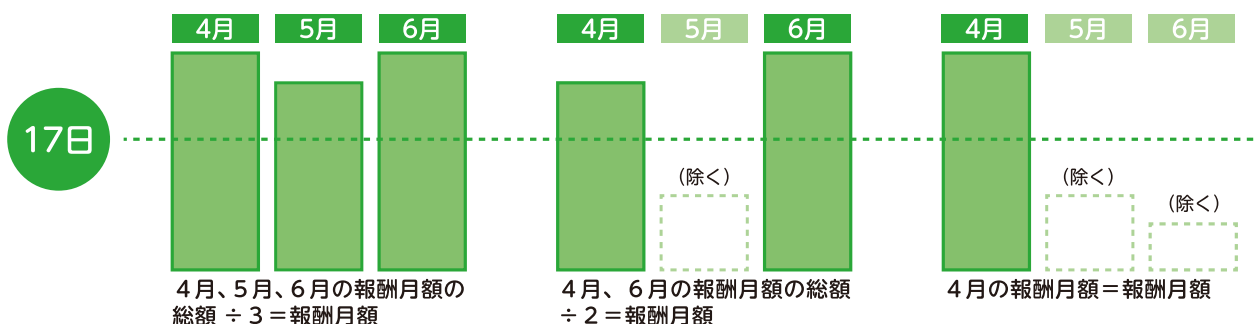
### ★定時決定のイメージ



## 2. 定時決定の算定

算定基礎月の各月において、報酬の全部が支給されない日がある場合(欠勤、病気休職(無給)、育児休業、介護休業など)は、支払基礎日数が17日未満であれば、算定基礎月からその月を除いて算定します。

### ★報酬月額の求め方



## 3. 保険者算定

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定することが困難であるとき、又は、算定結果が著しく不当となるときは、保険者算定の方法により標準報酬の月額を決定する場合があります。

## 4. 標準報酬 決定・改定通知書

定時決定を行ったのち、9月に組合員である方全員(当年7月以降に随時改定等を行った方を除きます。随時改定等を行った際は、その都度該当する組合員)に対し、標準報酬の月額を記載した通知書を配布いたしますので、大切に保管してください。

<お問合せ先 健康管理課>



# 被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします

短期給付の将来に向けて安定した財政運営を図るためには、医療費請求の内容審査の強化や健康保持増進事業を積極的に実施することはもちろん、その対策の一環として、被扶養者の適正な資格管理が不可欠なものとなっております。

そこで、共済組合では毎年、被扶養者の要件を確認するための資格調査を行っています。  
組合員の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

## 実施方法

該当する組合員の方に『被扶養者資格確認調査書』を所属所経由で配布いたします。  
当調査書に所要事項を記入し、必要書類を添付して所属所担当課までご提出ください。

※任意継続組合員の方へは、共済組合から直送いたします。

## 実施期間

令和3年7月中旬～令和3年8月31日

## 調査対象者

◎本年7月1日現在、認定されている被扶養者のうち、給与条例による扶養手当が支給されていない方全員

◎40歳以上65歳未満で障害者福祉施設等に入所されている方

※ただし、次の事由に該当する方は調査対象外とします。

●令和3年6月以降に認定された被扶養者

●令和3年2月以降に令和3年度分の更新等手続きをされた被扶養者

## 調査書に添付する書類

対象被扶養者	提出書類	所得証明書 または同意書	住民票謄本	在学証明書	年金支払 通知書	確定申告書 及び内訳書	雇用証明書	送金事実 確認書類
① 配偶者		◎			△	△	△	
② 学生 ※1		△		◎			△	△
③ 18歳～60歳で ①②以外の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
④ 60歳以上の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
⑤ 義父母、兄弟姉妹など ※2		◎	◎		△	△	△	
⑥ 18歳未満の方 ※3	〈組合員以外の扶養義務者についての書類です。〉							
		◎			△	△	△	
⑦ 40歳以上65歳未満の障害者 福祉施設等入所者	被扶養者資格調査書に施設名・住所を記入してください。 〈添付書類は不要です。〉							

◎…必ず必要 △…場合によっては必要

## 添付書類に関する留意事項

- ※1 学生の場合、**在学証明書**を提出してください。ただし、夜間・定時制・通信制課程の学生である場合、「**在学証明書**」及び「**所得証明書**」等の提出が必要です。
- ※2 父母(祖父母含む。)のうち、どちらか一人のみ被扶養者認定されている場合であっても、夫婦には「同居・協力・扶助義務」があることから、**父母双方の収入を調査させていただきます。**  
例えば、父母のうち母のみ被扶養者認定されている場合であっても、**父母双方の「所得証明書」や「年金支払通知書」**等の書類の提出が必要です。
- ※3 18歳未満の方に係る書類は提出不要ですが、当該子に対する**組合員以外の扶養義務者(組合員の配偶者)がいる場合**、扶養義務者の書類の提出が必要です。

## 提出書類について

「所得証明書」または「同意書」	令和2年分の所得証明書です。市役所・町役場で交付を受けてください。 「同意書」を提出していただいた場合は、共済組合で所得情報を情報連携で取得します。
「住民票謄本」	組合員との同居について確認します。市役所・町役場で交付を受けてください。
「在学証明書」	令和3年4月1日以降に交付された在学証明書を提出してください。
「年金額支払通知書」	年金を受給している方は提出が必要です。(遺族年金、障害年金を含みます。) 最新の「年金支払通知書」または「年金額改定通知書」の写を提出してください。
「確定申告書及び内訳書」	営業所得や農業所得等がある(マイナスの事業を含む)場合、被扶養者認定独自の「収入に要する諸経費」の取扱がありますので、令和2年分の「確定申告書」及び「経費内訳書」の写を提出してください。
「雇用証明書」	パート、アルバイト等をされている場合、提出が必要です。 共済組合指定の様式にて、パート先等で勤務形態の証明を受けてください。
「送金事実確認書類」	被扶養者が組合員と別居している場合、提出が必要です。「組合員」から「被扶養者」へ「生計費の1/3以上」の送金があったか、客観的に確認できる書類であることが必要です。

～個々の事例によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。～

## 被扶養者の要件

共済組合では、皆様から提出していただいた「被扶養者資格確認調査書」及び添付書類を基に『被扶養者の要件』を現在も満たしているかを審査します。

### ● 被扶養者の要件とは？ (以下①～⑤をすべて満たすことが要件となります。)

- ① 主として組合員の収入により生計を維持する方であること
- ② 組合員の3親等内の親族であること
- ③ この先1年間の収入額が130万円未満であること  
ただし、障害を事由とする年金を受給している方または60歳以上の公的年金受給者については、180万円未満であること  
なお、「この先1年間の収入額」については、例えば短期のアルバイト等であっても1年間継続するものとして判断することとなります。従って、実際には130万円未満の収入であっても130万円を超えると判断される場合があります(以下同じ)のでご注意ください。詳しくはホームページや共済だより各号などを参照してください。
- ④ 被扶養者のこの先1年間の収入額が、組合員の前年収入額の1/2未満であること
- ⑤ 調査の対象被扶養者(組合員の配偶者を除く)が配偶者を有する場合、その配偶者との収入の合算額が下記の条件を満たし、かつ、組合員の前年収入額の1/2未満であること

対象被扶養者 \ その配偶者	公的年金を受給していない方	障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者
公的年金を受給していない方	260万円未満	310万円未満
障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者	310万円未満	360万円未満

### ● 主として組合員の収入により生計を維持する方とは？

- i. 給与条例による扶養手当の支給対象者
- ii. 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- iii. 傷病等により就労能力を喪失している方
- iv. 18歳未満60歳以上の方で、組合員の収入により生計費が賄われている方
- v. 18歳以上60歳未満の方で、稼働能力者ではあるが組合員が扶養しなければならない状況にあり、組合員の収入により生計費が賄われている方
- vi. 組合員と別居しているが、組合員より生計費の1/3以上の送金により生計を維持されている方

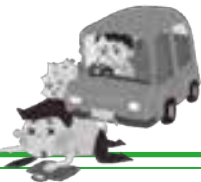
### ● 被扶養者の取消

この調査により被扶養者の要件を欠くことが判明した場合、被扶養者の資格は取消になります。

なお、遡って取消となりその間に当組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合、その医療費の保険診療分について返還していただくことがあります。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状況や収入状況等を把握していただき、変更があった場合には速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>



## 外傷性傷病の原因調査に、 ご協力をお願いします。



共済組合では、医療費増高対策の一環として、外傷性傷病の原因調査を行っています。

傷病の原因が「第三者行為によるもの」の場合は加害者が、「公務災害によるもの」の場合は地方公務員災害補償基金が、その治療費を負担することになっています。

これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合、本来負担すべき加害者等に請求し、医療費の回収に努めています。

調査対象となられる皆様には大変お手数をおかけいたしますが、短期財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

### 調査目的

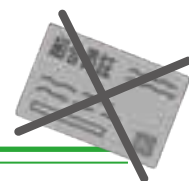
組合員証等の使用による診療のうち、傷病の原因が「第三者行為によるもの」や「公務災害によるもの」に該当していないか確認するために行います。

### 調査方法

- ① 外傷性と思われる傷病に関する診療報酬明細書(レセプト)を抽出し、調査対象となられた組合員の皆様あてに「外傷性傷病原因報告書」を配布します。
- ② 「外傷性傷病原因報告書」がお手元に届きましたら、傷病の原因・その状況等を詳しく記入し、共済組合事務担当課あてご提出ください。



## 組合員証は使用できません! ～公務上の傷病～



お仕事のケガや、お仕事が原因で発症した病気等については、その治療に係る医療費が、公務上の災害として「地方公務員災害補償基金」より補償されることになっています。

したがって、**公務上の災害により治療を受けるときは、組合員証を使用することができません。**

必ず、医療機関にて「公務上の災害である」旨を伝えていただき、各所属所の公務災害担当者を通じて「地方公務員災害補償基金」あて必要な手続きを行ってください。

組合員証を使用して治療を受けてしまった場合には、すみやかに医療機関(薬局も含む。)に申し出ていただき、併せて各所属所の公務災害担当者にもご連絡ください。

なお、必要な手続きが行われなかったときは、保険者負担分(医療費の7割相当分)を該当事業あてに請求させていただきます場合がありますので、ご注意ください。

## 確定申告に対応した医療費通知書を送付いたします

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。この医療費通知書は、確定申告の際に、必要に応じて使用することが可能です。

なお、7月発行の医療費通知書には原則当年の3月診療分まで、1月発行の医療費通知書には原則前年の9月診療分までが記載されます。特に、7月発行の医療費通知書は翌年の確定申告まで半年以上ありますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>



# 市町村条例等による医療費助成制度の 医療費助成を受けていませんか？

… 医療費助成を受けるようになった場合は報告が必要です …

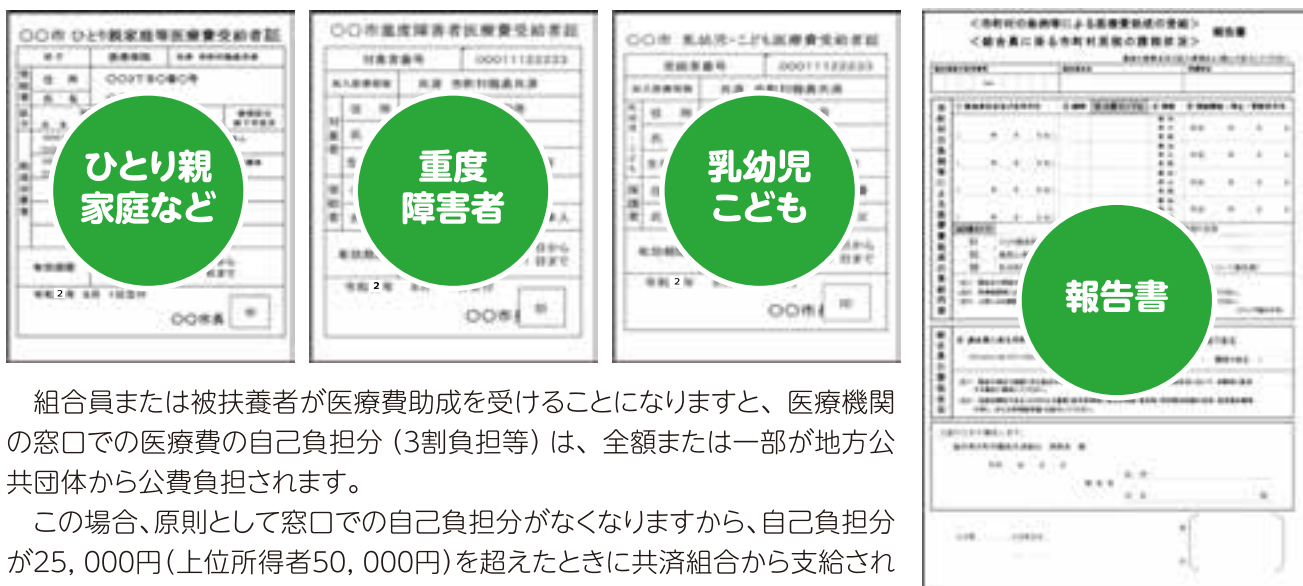
さまざまな医療費助成がありますが、居住地の市町村が実施している次の条例による医療費助成を受けている方は、共済組合に報告してくださるようお願いします。

## 報告が必要な 医療費助成

- ①ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例によるもの
- ②重度心身障害者医療費等の助成に関する条例によるもの
- ③乳幼児・子どもに係る医療費等の助成に関する条例によるもののうち
  - ・組合員と住所を別にしている子
  - ・所得税非課税等により、医療費助成の対象 又は 対象外となる子

令和2年8月以降に新たに医療費助成を受けるようになった方は、「報告書」※ に「医療費受給者証」の写しを添付して所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

※「報告書」＝「<市町村の条例等による医療費助成受給><組合員に係る市町村民税の課税状況>報告書」は、所属所の共済組合事務担当課にあります。



組合員または被扶養者が医療費助成を受けることになると、医療機関の窓口での医療費の自己負担分（3割負担等）は、全額または一部が地方公共団体から公費負担されます。

この場合、原則として窓口での自己負担分がなくなりますから、自己負担分が25,000円（上位所得者50,000円）を超えたときに共済組合から支給される附加給付等の給付は行われないことになっています。

共済組合では、附加給付等を適正に支給するため、受給状況について毎年調査を行っています。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※「上位所得者」とは、標準報酬の月額が530,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

## 【注意事項】

随時、報告を受け付けていますので、助成を受けることになった場合等、報告忘れのないようお願いします。

報告がなく、医療費助成と共済組合の附加給付等を重複して受給されると、共済組合からの附加給付等を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

### 組合員または被扶養者で、昨年、医療費助成を受けていた方へ

8月中に「報告書」を配布します。

更新手続きをされ、引き続き医療費助成を受けることになった（または受けなくなった）ことについて、「報告書」に新しく交付された「医療費受給者証」の写し（または非該当通知の写し）を添付して所属所担当課（総務課等）に提出してください。

### 組合員で、令和3年度の住民税が非課税である方へ

高額療養費の自己負担限度額区分の適用が変更となりますので、医療費助成を受けていない場合でも「報告書」の申請欄に記載のうえ申請してください。

<お問合せ先 健康管理課>

# 高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあつては、高額療養費等の支給を受け  
てもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設  
け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

## 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

## 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあつては、組合員とその被扶  
養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と  
介護保険の両方の**自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)**の合計が、  
下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

## 支 給

制度ごとに按分して、医療保険(共済組合)からは「高額介護合算療養費」が、介護  
保険(市町村)からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額(年間における自己負担限度額)	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000円

対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

## 自己負担額の合計が基準額を超える方へ

## …申請手続きについて…

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書(医  
療費のお知らせ)」等を確認のうえ、**高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との合計が上表の額  
を超える場合**は、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合  
への高額介護合算療養費の申請に必要となります。

**なお、申請を希望される場合は、事前に共済組合健康管理課又は共済事務担当課へお問い合わせください。**

<お問合せ先 健康管理課>

## 育児休業手当金の支給期間の 延長要件について

組合員が育児休業を取得して勤務を休むとき、原則その育児休業の対象となる子（以下、「子」といいます。）が1歳に達する日（誕生日の前日）までの期間について育児休業手当金が支給されます。ただし、下記の「総務省令で定める場合」（要件1または要件2）に該当し、組合員が育児休業を取得している場合は、子が1歳6か月に達する日（注：1歳6か月時点においても継続して該当する場合は2歳に達する日）まで支給期間を延長できます。

### 総務省令で定める場合とは？



#### 要件1

子について、保育所（認可保育所に限る）への入所を希望し、申込みを行っているが、入所できない場合。

ただし、次の①～③をすべて満たしており、市町村から発行される入所不承諾通知等の証明書※の提出が必要となります。

- ① 子の1歳の誕生日の前日までに市町村へ保育所への入所申請をしている
- ② 入所希望日が1歳の誕生日以前（1歳の誕生日を含む）である
- ③ 1歳の誕生日以後の期間について入所できない状態（1歳の誕生日は入所できない状態であることが前提）

※ 証明書で①～③の要件を満たしているかを判断できない場合は、別途入所希望申請時の申込書等を求める場合があります。

注：保育所の空き状況等から明らかに入所することが困難な状況であっても、入所申請しておらず、証明書を提出できない場合は、支給期間を延長することができません。

#### 要件2

子の養育を行っている配偶者であり、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病、離婚等の事情により当該子を養育することが困難になった場合。



<お問合せ先 健康管理課>



### 『人道の港 敦賀ムゼウム』（敦賀市）

敦賀港は、1920年代にロシア革命の動乱によりシベリアで家族を失ったポーランド孤児が、1940年代には杉原千畝氏の発給した「命のビザ」を携えたユダヤ難民が上陸した日本で唯一の港であり、当時のまちのひとたちが彼らを温かく迎え入れた「人道の港」としての歴史があります。

これらの歴史を後世に伝える資料館「人道の港 敦賀ムゼウム」がポーランド孤児上陸100周年、命のビザ発給80周年を迎えた令和2(2020)年11月にリニューアルオープンしました。

当時敦賀港にあった4棟の建物を復元した新しい建物の外観からは、往時の敦賀港の雰囲気を感じとっていただけます。敦賀港だからこそ伝えられる「命」の大切さと「平和」の尊さをこれからも発信していきます。



# 退職等年金給付に係る財政状況（令和元年度末）について

退職等年金給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国家公務員共済組合（以下「国共済」といいます。）と地方公務員共済組合（以下「地共済」といいます。）を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、地方公務員共済組合連合会において、令和元年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約384億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

## 1.令和元年度末の年金財政状況

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

（単位：億円）

区 分	国共済+地共済	国 共 済	地 共 済
積立基準額 A	16,992	4,622	12,370
積立金(簿価ベース) B	17,376	4,944	12,432
剰余 (B-A)	384	322	62

「積立基準額」は令和元年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が4,622億円、地共済が12,370億円、合計で16,992億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が4,944億円、地共済は12,432億円、合計で17,376億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が322億円の剰余、地共済が62億円の剰余、合計で384億円の剰余となりました。

## 2.国共済と地共済との間の財政調整の実施

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

令和元年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金（確定額）は、発生しません。

<お問合せ先 年金課>

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 人間ドックの取り扱いについて

人間ドックにつきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により急遽中止となる検査や健診自体が中止となる場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。



## 第2期データヘルス計画の 中間評価を実施しました

福井県市町村職員共済組合では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、データヘルス計画を作成し、組合員等の健康の保持増進のための保健事業を実施しています。

第2期データヘルス計画は、平成30年度から令和5年度までの期間で定め、半期・3年度での中間評価を行うこととされ、令和2年度はその年度になることから、中間評価を実施しました。

中間評価による主な健康課題と方向性は以下のとおりです。

詳細については、当組合のホームページに公開しておりますのでご覧ください。



### 中間評価による健康課題と方向性

中間評価による健康課題		対策の方向性
疾病分析	◆ 循環器系疾患・腎尿路生殖器系の疾患の入院、呼吸器系疾患が全国平均より上回っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定保健指導受診率の向上</li> <li>● 喫煙対象者への情報提供</li> <li>● 重症化予防のための受診勧奨を行う</li> </ul>
	◆ 在職死亡者の主な死亡原因は、新生物、精神疾患、循環器系疾患が全体の88%を占めている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん検診受診率の向上</li> <li>● メンタルヘルス対策</li> <li>● 重症化予防のための受診勧奨を行う</li> </ul>
健診等分析	◆ 男性組合員の肥満が全国平均よりもやや高く、運動習慣のない者が多い	● 保健指導受診率を高め、行動変容を起こさせる
	◆ 血糖・血圧の受診勧奨レベルのリスク保有者のうち、医療機関に通院していない者が680人程度存在するが、血圧のリスク保有者が全体の91%を占めている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健診データや疾病データの提供</li> <li>● 重症化予防のための受診勧奨を行う</li> </ul>
	◆ 歯科健診の実施率が20%程度にとどまっている	● 歯科健診の重要性を広報し、受診勧奨を行う
特定健康診査	◆ 被扶養者の特定健診受診率が30%台であり、全体の特定健診受診率も80%後半程度にとどまっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被扶養者への受診勧奨</li> <li>● パート先等で受診した受診結果の提出依頼</li> <li>● 啓発活動の強化</li> <li>● 保険者協議会を通じた他制度との連携</li> </ul>
特定保健指導	◆ 特定保健指導の該当率は、組合員は積極的支援の該当率が高く、被扶養者は動機づけ支援の該当率が高い	● 早期の治療に繋げる受診勧奨
	◆ ドック受診者の保健指導受診率が低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問指導業者の増加</li> <li>● 訪問指導の強化</li> <li>● 啓発活動の強化</li> </ul>
	◆ 保健指導拒否・途中脱落が多い	● 保険者協議会を通じた他制度との連携

<お問合せ先 健康管理課>

# 特定保健指導を受けないと、将来の健康だけでなくお給料にも影響するかもしれないってどういうこと？

国は、特定健康診査・保健指導の実施率に目標値を定めており、**実施率が低い**と共済組合が国へ支払う「後期高齢者支援金」に**最大10%のペナルティ**が加算されます。

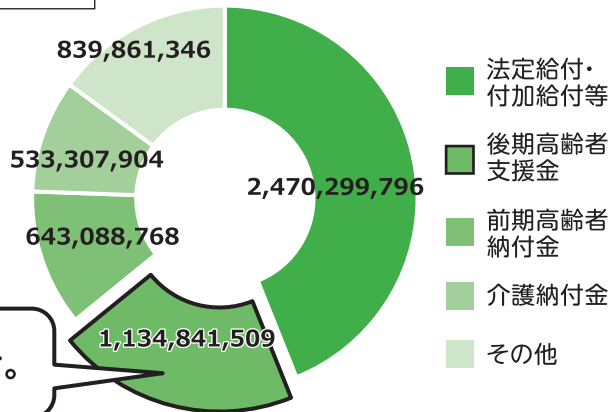
その場合、加算分を補うため、組合員の皆様のお給料から毎月いただいている短期掛金を引き上げざるを得ない状況となる可能性があります。

	国の目標値	当組合(令和元年度)
特定保健指導実施率	42.0%	39.9%

令和元年度 短期経理支出 **5,621,399,323円**

令和元年度の特定保健指導の実施率は、国の目標値を下回る結果となりました。

特定健康診査の実施率が高かったため、ペナルティを免れましたが、このまま特定保健指導の実施率が低迷すると掛金の引き上げに繋がりがかねません。



ここに最大で10%(1億1,348万円)加算されます。

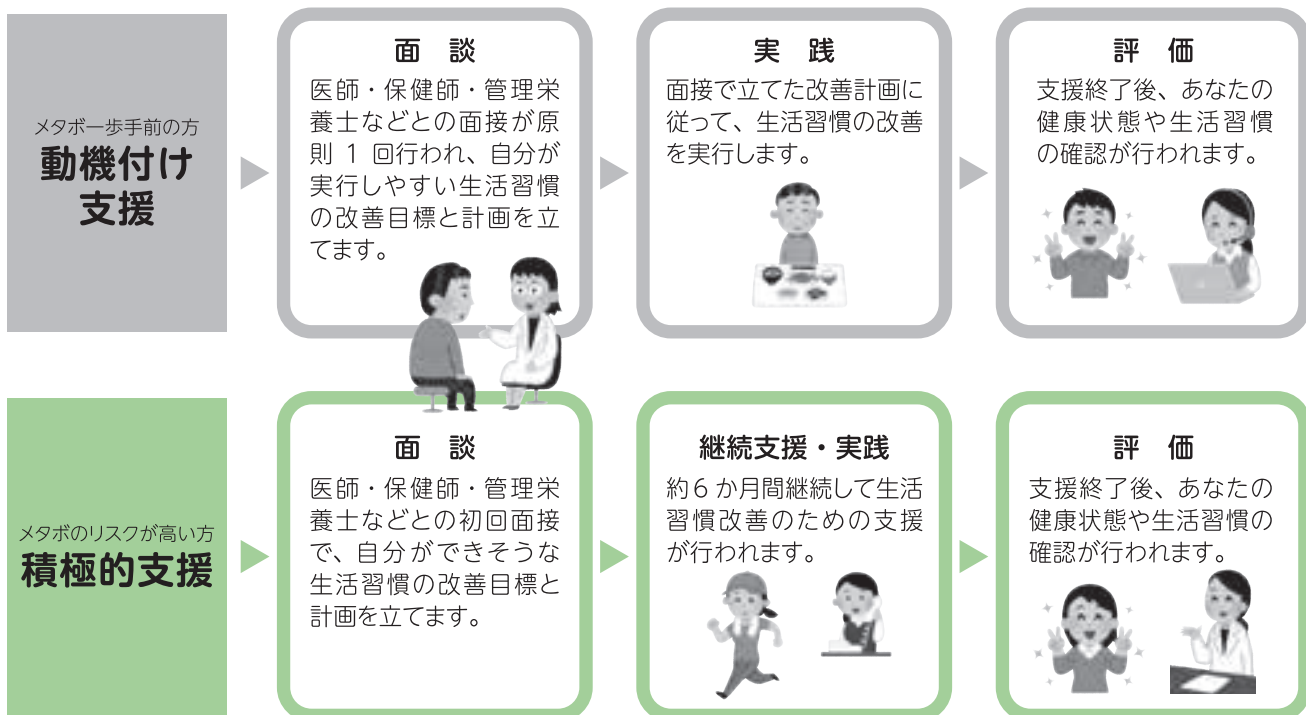
特定保健指導は、専門の医師や管理栄養士等が、皆様の生活習慣を分析しながら、改善に向けたアドバイスを行うものです。

費用(約1~4万円)は、共済組合が負担します。

期間中に改善が見られなくても、気に病む必要はありません。

特定保健指導を、健康意識向上のきっかけとしてご活用ください。

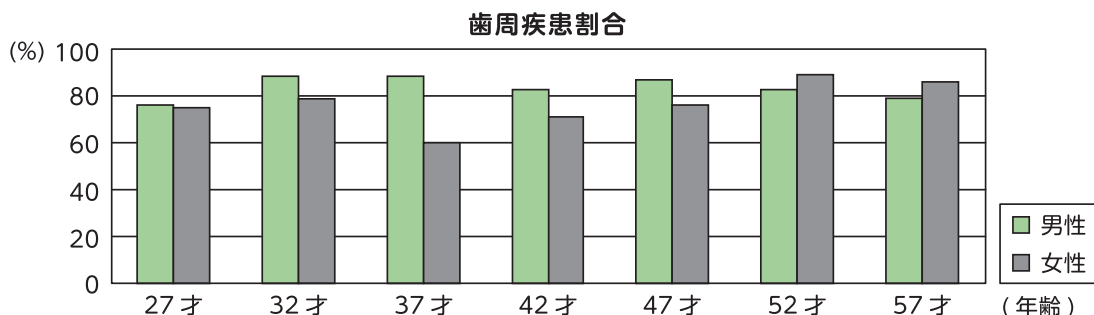
## ★動機付け支援・積極的支援 保健指導の流れ



# 受けよう!おとなの歯科健診

## 歯周疾患の割合…男性84.1%、女性76.8%!

昨年度実施した歯科健診受診者の歯周疾患の結果を下記のとおりグラフにまとめました。  
歯周疾患の割合は、男女共に全年代で60%以上と非常に高い状態となっています。



## おとなこそ歯科健診が大切です!

歯周疾患初期は自覚症状がほとんどなく、放置して悪化しがちです。近年、**歯周疾患が、病気を引き起こしたり悪化させたりする**ことが分かってきています。(例:心筋梗塞、動脈硬化、早産、糖尿病の悪化等)  
歯科健診を受けて、**重症化前に治療や予防を行い**、元気な身体の根幹である歯の**健康を維持**しましょう。

## 「歯科健診助成事業」のご案内

★対象者：当年度中に27・32・37・42・47・52・57・62歳に達する組合員(任意継続組合員を除く。)

★実施期間：令和3年7月1日～令和4年1月31日

★回数：1人1回

★費用：**無料**(歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用(下記参照)は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
- ・定期的な歯科健診の費用。(定期健診と内容が異なるため。)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等



### ★受診方法について

7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」を助成対象者の皆様へお届けします。

受診方法については、「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

当組合HPもご覧ください

<http://fukui-kyosai.jp/>

★実施場所：ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

## こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っても、ためらっていませんか?  
当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



お気軽に  
ご利用ください

フリーダイヤル **0120-86-3-291**

ハロー みんなの ふくい

※令和3年4月から「健康相談」は取扱いを廃止しました。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

メール相談もできます  
当組合HPからアクセス

ユーザー名:863291  
パスワード:863291

<お問合せ先 健康管理課>



# ほんとうに怖い「糖尿病」「高血圧」 自覚症状がないから大丈夫だと思っていないですか？

重症化予防のために受診をお勧めする通知を発送します。

## 糖尿病とは？

ブドウ糖を細胞内に取込み、血糖値を調整するインスリンの不足や働きが鈍くなることで、慢性的に血中のブドウ糖濃度が高くなる病気です。糖尿病が原因で、毎年多くの人失明し、1万6,000人以上が人工透析が必要となっています。

## 高血圧とは？

血管に高い圧力がかかり続けることで、血管壁が硬く厚くなり血管が狭くなる病気です。放置すると、動脈硬化を招きます。血管は全身に張り巡らされているので、影響は全身に及び、心筋梗塞や脳梗塞等、命に関わる病気を引き起こします。



共済組合では、令和2年度の特定健康診査の結果、

- ① **糖尿病の危険性が高い方** (HbA1c $\geq$ 6.5%または空腹時血糖 $\geq$ 126mg/dl)
- ② **高血圧の危険性が高い方** (140mmHg $\leq$ 収縮期血圧 または90mmHg $\leq$ 拡張期血圧)

を「精密検査など受診を必要とされる方」として、健康診断の際、それぞれ服薬されていないと申告された方を対象に、ご自宅あて「重症化予防受診勧奨通知」を送付いたします。

通知が届いた方は、**治療が必要な状態**です。

早急に**医療機関を受診**されることをお勧めします。



今回通知が届かなくても、基準値を超えている方 (HbA1c $\geq$ 5.6%または空腹時血糖 $\geq$ 100mg/dl、130mmHg $\leq$ 収縮期血圧または85mmHg $\leq$ 拡張期血圧) は、決して正常な状態ではないことを認識していただき、本格的な糖尿病・高血圧にならないためにも、食事の改善や運動に取り組むことをお勧めします。

<お問合せ先 健康管理課>

## 協定保養所の休館のお知らせ

休館する保養所名	休館期間及び休館理由
保養所「ホテルやまなみ」(山梨県)	令和3年7月16日まで 改修工事のため
「ひまわり荘」(宮崎県宮崎市瀬頭)	令和3年4月から令和3年9月まで ※状況に応じて変更となる可能性があります 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設となったため

## 協定保養所の営業形態の一部変更のお知らせ

営業形態の一部変更する保養所名	変更期間及び変更内容
「ホテルノースシティ」(北海道)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 宴会プラン及び法要プランの提供停止 レストランのディナー営業の休止(午後5時から午後8時まで)

## ライフプランセミナー参加者募集

### ライフプラン基礎作りセミナー


 New

将来を見据えたライフプランと同時に家族の健康も含め、食生活改善により健康的な生活を送るためのヒントを得ることができるセミナーです。

7月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

開催日時	令和3年9月3日(金) 13:30 ~ 16:30
会場	福井県自治会館
定員	50名 (50歳未満の方を優先に募集します)
締切日	令和3年8月10日(火)
内容 (予定)	住宅・教育・資産管理など経済設計について (明治安田生命) 野菜と生活 ~良い食習慣を継続するために~ (カゴメ)

ベジチェックミニ測定会と  
野菜飲料飲み比べ開催!!

### ライフプラン退職準備セミナー

当組合では、生涯にわたって生き生きと充実して過ごすための生活設計に役立てていただくため、毎年「ライフプランセミナー(退職準備)」を開催しております。

今年もライフプラン協会から講師をお招きし、ご講演いただく予定です。

8月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

今年度末退職予定の方はもちろん、ライフプランに興味がある方のご参加をお待ちしております。

開催日時	令和3年10月5日(火) 13:30 ~ 16:30	令和3年10月6日(水) 13:30 ~ 16:30
会場	[嶺北会場] 福井県自治会館	[嶺南会場] パレア若狭
定員	70名	50名
締切日	令和3年9月9日(木)	
内容 (予定)	健康が財産! 運動習慣をつくるために (健康運動指導士の講演) 退職後も心豊かに生活するための生活設計 (いきがい、家庭経済)	

※上記 両セミナーとも、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

# 夏のボーナスは組合員貯金へ

## 令和3年度は 年利0.8% (半年複利) となりました。

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し、年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が平成25年1月1日から令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る所得税は、20.315%です。

### 払戻日スケジュール

払戻日は「火・水・金」曜日です。ただし祝日を除きます。  
払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。  
特に下記払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。  
※7月23日(金)は祝日のため払戻しできません。

《7月から9月までの払戻注意日》

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
7月27日(火)	7月21日(水)
8月10日(火)	8月5日(木)
8月11日(水)	8月6日(金)
9月21日(火)	9月16日(木)
9月22日(水)	9月17日(金)
9月24日(金)	9月21日(火)

### 簡単に積み立てができます

#### 加入方法

「組合員貯金加入申込書」(3枚複写)に必要事項を記入・押印の上、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

#### 定額積立

給与や賞与から自動的に一定額を天引きして積み立てるので、無理なく貯金を続けることができます。

#### 臨時入金

「組合員貯金払込書」(2枚複写)により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きいただくと振込手数料がかりません!

※臨時入金をされる際、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力お願いします。

## 貸付事業からのお知らせ

貸付利率  
**年利1.26%**  
(変動利率)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



### 貸付一覧表 (一部抜粋)

貸付種類	貸付事由	
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用	
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用	
特別貸付	入学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の入学に要する費用
	修学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の修学に要する費用
	結婚貸付	組合員・子・孫・兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用

住宅貸付は  
抵当権設定

**不要**

ご希望に応じて  
**手数料なしで**  
繰上償還

返済は安心の  
**給与天引**

※貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

※貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問合わせください。

ホームページでも確認いただけます。

<お問合せ先 総務企画課>

## 令和3年10月から提出物の締切にご注意ください!!

令和3年10月から、日本郵便の郵便物(手紙・はがき)・ゆうメールのサービスが一部変更されます。

- ① 土曜日配達休止(令和3年10月2日(土)～) 対象: 特定記録を含む普通扱いの郵便物等  
 ② お届け日数の繰り下げ(令和3年10月以降段階的に実施) 対象: 普通扱いの郵便物等

※速達、書留、簡易書留、ゆうパック、レターパックプラス、レターパックライト等は、引き続き土曜日、日曜日、休日にも配達し、お届け日数に変更はありません。

種 別	配達を休止する日	お届け日数
郵便物・ゆうメール(書留や速達などのオプションサービスを付加しないもの)	土曜日・日曜日・休日	現行+1日程度
スマートレター		
特定記録		変更なし
速達・書留・簡易書留・ゆうパック・レターパックプラス・レターパックライト等	変更なし	

### お届け日数の変更

現在おおむね17時(※1)までの差出しで翌日配達地域宛

引受日		月	火	水	木	金	土	日
配達曜日	現在	火	水	木	金	土	月	月
		↓						
	見直し後	水	木	金	月	月(※2)	火	火(※2)

現在おおむね17時(※1)までの差出しで翌々日配達地域宛

引受日		月	火	水	木	金	土	日
配達曜日	現在	水	木	金	土	月	月	火
		↓						
	見直し後	木	金	月	月(※2)	火	火(※2)	水

(※1)土曜、日曜および休日では、差出締切時刻が異なる場合があります。

(※2)令和3年10月から繰り下げ。その他は令和4年1月以降段階的に繰り下げられます。

※詳細は日本郵便ホームページをご確認ください。

### 共済組合に提出する書類の締切にご注意ください!

以下の書類を共済組合に郵送する場合、提出期限間際に送付されますと、提出期限に間に合わない可能性があります。余裕をもってご提出くださいますようお願いいたします。

なお、所属所共済組合事務担当課への提出期限についても、併せてご注意ください。

	提出書類	共済組合への提出期限
貯金事業	「組合員貯金払戻(解約)請求書」	希望する払戻日の2日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)
貸付事業	「貸付申込書」(普通貸付・住宅貸付)	毎月15日(休日の場合はその翌日)

<お問合せ先 総務企画課>



# 職員採用試験のお知らせ

福井県市町村職員共済組合事務局職員の採用試験を行います。

採用予定職種

一般事務

採用予定人数

若干名

採用予定年月日

令和4年4月1日

受験資格

平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(4年制)を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者。

(例外事由3号のイ)

詳細については別途「試験要綱(申込書)」に記載

試験日

第1次試験：令和3年10月24日(日)

第2次試験：令和3年11月中旬

※第1次試験合格者に別途通知します。

試験会場

福井県自治会館 (福井市西開発4-202-1)

申込受付期間

令和3年8月23日(月)～9月10日(金)

(受付時間:月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

## 試験要綱(申込書)の請求方法

試験要綱(申込書)は、次の方法で令和3年8月2日以後に請求してください。

- \* 福井県市町村職員共済組合事務局で配布します。
- \* 郵送希望の場合には、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封のうえ、当組合総務企画課宛てに請求してください。

### 請求及びお問合せ先

〒910-8554 福井市西開発4-202-1 福井県自治会館3階  
福井県市町村職員共済組合 総務企画課 **TEL 0776-52-7300**

<お問合せ先 総務企画課>

# 生活サポートプラン等の 令和2年度配当率が決定しました!

生活サポートプラン・医療保障保険・所得補償保険の令和2年度保険金支払状況および配当率は下記のとおりとなりました。（期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日 1年間）

## 生活サポートプラン

年間支払保険金額  
4件 12,019 万円  
配当率 **21.222 %**

生活サポートプラン支払内訳（令和2年度）

理由	件数	保険金（万円）
がん	2	4,091
その他	2	7,928
合計	4	12,019

## 医療保障保険

年間支払保険金・給付金額  
141件 約 906 万円  
配当率 **36.352 %**

医療保障保険支払原因別件数（令和2年度）

理由	件数
女性特有疾患	24
三大疾病等	31
ケガ・不慮の事故	9
精神障害	7
腫瘍・ポリープ	13
その他	57
合計	141

## 所得補償保険

年間支払保険金額  
23件 約 489 万円  
無事故返戻率 **20 %**

所得補償保険支払内訳（令和2年度）

支払内容	件数
内臓の病気	3
腫瘍・ポリープ	3
脳の病気	2
ケガ	3
精神系（うつ病等）	4
その他（ヘルニア等）	8
合計	23

◎ 生活サポートプラン・医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。制度内容等詳細はパンフレットをご参照ください。



LIFE SUPPORT

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店

有限会社 **エル・サポート・福井**

〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号 田中ビル1F  
TEL (0776) 28-0413 FAX (0776) 21-9982

福井県市町村職員共済組合員の皆さま  
お仕事での賠償責任(住民訴訟、民事訴訟等)に備えて

住民訴訟  
賠償

民事訴訟等  
の賠償

# 「団体地方公務員賠償責任保険」

(公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟等担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等)



この保険は、地方公共団体職員の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

新たな備えで安心スタート  
毎月加入可能です！

住民訴訟、民事訴訟等の  
損害賠償金+弁護士費用を  
補償します！

加入前の公務に起因する損害賠償請求が保険  
期間中になされた場合も補償と対象期間が広い！

5年間の損害賠償請求期間延長特約が  
自動付帯！

マイナンバー等個人情報の漏えいも補償！

民事訴訟等は訴訟が提起されていなくても  
補償対象！

■補償内容(被保険者1名あたり保険金額)

■保険料(1名あたり、保険期間1年間、一時払)

\*自己負担額(免責金額)はありません。

補償プラン	被保険者1名あたり保険金額				年間保険料
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの 支払限度額		期間中限度額	期間中限度額	職員
5億円	5億円		5億円	500万円	9,840円
3億円	3億円		3億円	500万円	8,760円
1億円	1億円		1億円	500万円	6,240円
5,000万円	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円
3,000万円	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円

## 【お支払いの事例】

住民訴訟: 著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。

民事訴訟: 言いがかりに近い内容で職員個人に対して訴訟が提起された。

<お問い合わせ・資料のご請求>

契約者: 全国地方職員福利厚生協議会 電話 03-5770-4820

取扱代理店: アルプスカード株式会社 電話 03-6550-8784(平日9時から17時まで)

非幹事代理店: 有限会社エル・サポート・福井 電話 0776-28-0413(平日9時から17時まで)

引受保険会社:

幹事: 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 電話 03-3349-9588

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

(平日9時から17時まで)

非幹事: 三井住友海上火災保険株式会社

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでご確認ください。

SJ21-01364 (2021.5.12)

# 越路のコロナ対策

お客様に安心してご利用いただくために、以下のコロナ対策を実施しています。

## ご夕食



ご夕食は、お客様のグループごとに個別提供しています。

## ご朝食



ご朝食は、利用時間帯を3つに分けて、間隔を広くとった会場でご提供しています。

## お部屋



全客室に空気清浄機を設置し、オゾン発生装置による除菌も行っています。



# 美味しい食事

# 居心地の良い空間

# 真心あるおもてなし

思い出づくりのお手伝い

越路のおたのしみイベント盛り沢山



恒例のお菓子  
すくい



熱くなれ!  
温泉卓球



絵はがき  
コーナー



## ☆お子様料理☆



【お料理別料金】(1泊2食 税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	8,800円	9,300円	10,100円
幼児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	5,000円	5,500円	6,200円

## ☆最寄りの観光スポット☆



当館よりお車で20分

**越前松島水族館**

わくわくドキドキ  
イルカショー



当館よりお車で15分

**芝政ワールド**

アミューズメント  
プールは国内最大級

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期・通常期は4,000円(幼児は2,000円)、繁忙期・年末年始は3,500円(幼児は1,500円)が助成されます。

## 休館日のお知らせ

**休館日 8月29日(日)～9月2日(木)**

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。



ご予約  
お問い合わせ

**TEL:0776-77-3151**

**FAX:0776-77-3868**

HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

# 越路